

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 31 日

飯綱町長 峯村 勝盛

### 記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
普光寺地区、芋川地区、倉井地区、赤東地区、牟礼東地区、牟礼西地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和 3 年 3 月 30 日
- 3 当該区域における今後の地区の中心となる経営体（担い手の状況）  
全 113 経営体（うち、法人 9 経営体、個人 104 経営体、集落営農 0 組織）
- 4 3 の結果として当該区域に担い手がいるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
- 5 対象地区の課題  
後継者未定の農業者の耕作面積が多くあるため、新たな農地の受け手の確保が必要。
- 6 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針  
農地利用については、中心経営体である認定農業者が主に担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

#### 【参考】地区別 経営体数

地区名	経営体数	うち、	
		法人	個人
普光寺地区	4	0	4
芋川地区	13	4	9
倉井地区	38	3	35
赤東地区	18	1	17
牟礼東地区	22	0	22
牟礼西地区	18	1	17
合計	113	9	104